

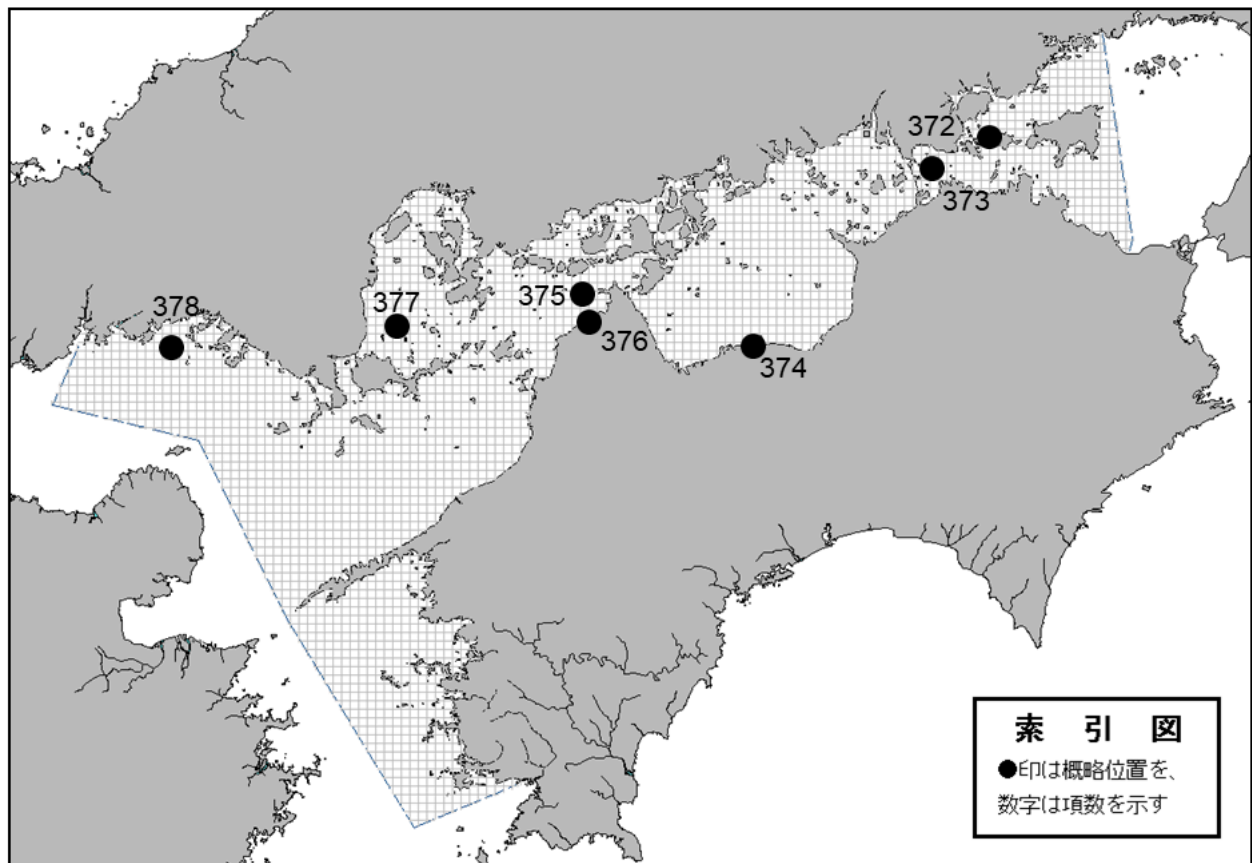


第六管区水路通報 第 39 号

令和7年10月10日

第六管区海上保安本部

- 第 372項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、井島 至 豊島 海底線撤去
- 第 373項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、与島東方 深淺測量
- 第 374項 瀬戸内海 - 新居浜港、多喜浜区 水深減少等
- 第 375項 瀬戸内海 - 安芸灘、大崎下島南方 環境調査
- 第 376項 瀬戸内海 - 菊間港北東方 防災訓練
- 第 377項 瀬戸内海 - 広島湾、柱島北西方 海上訓練
- 第 378項 瀬戸内海 - 周防灘 環境調査



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

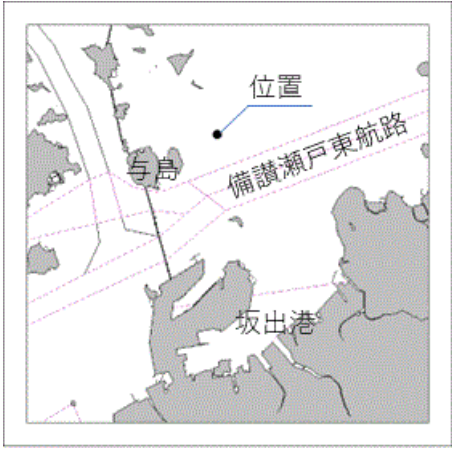
★7年372項 瀬戸内海　－　備讃瀬戸、井島　至　豊島　海底線撤去

六管区水路通報7年31号297項削除
区　域　5地点を結ぶ線
(1) 34-29-01.9N　134-01-10.6E (岸線上)
(2) 34-29-02.5N　134-01-17.1E
(3) 34-29-03.7N　134-01-23.7E
(4) 34-29-08.4N　134-02-00.7E
(5) 34-28-57.8N　134-02-12.5E (岸線上)
海　図　W137A-W153-JP153
出　所　第六管区海上保安本部



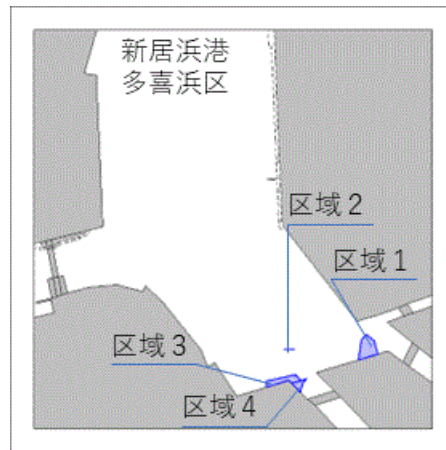
★7年373項 瀬戸内海　－　備讃瀬戸、与島東方　深淺測量

期　間　令和7年10月14日(予備日15日～26日)の日出～日没
位　置　34-23-56N　133-50-45E付近
備　考　警戒船を配置
海　図　W1122-W137B-W153-JP153
出　所　第六管区海上保安本部



★7年374項 瀬戸内海 ― 新居浜港、多喜浜区 水深減少等

1. 水深減少
- 区域1 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 33-58-51.7N 133-20-21.2E (岸線上)
- (2) 33-58-53.2N 133-20-21.5E
- (3) 33-58-53.6N 133-20-21.9E
- (4) 33-58-53.2N 133-20-22.6E
- (5) 33-58-52.2N 133-20-22.9E (岸線上)
- 備考 海図図載水深より約0.5m～1.2m減少
- 区域2 2地点を結ぶ線上付近
- (1) 33-58-52.5N 133-20-14.7E
- (2) 33-58-52.5N 133-20-15.6E
- 備考 海図図載水深より約0.6m減少
- 区域3 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 33-58-49.8N 133-20-13.2E (岸線上)
- (2) 33-58-50.2N 133-20-13.1E
- (3) 33-58-50.7N 133-20-15.7E
- (4) 33-58-50.2N 133-20-16.1E
- (5) 33-58-50.0N 133-20-15.3E (岸線上)
- 備考 海図図載水深より約0.6m～2.2m減少
2. 干出存在
- 区域4 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 33-58-50.0N 133-20-15.3E (岸線上)
- (2) 33-58-50.4N 133-20-16.7E
- (3) 33-58-49.4N 133-20-16.1E (岸線上)
- 海図 W1120
- 出所 第六管区海上保安本部



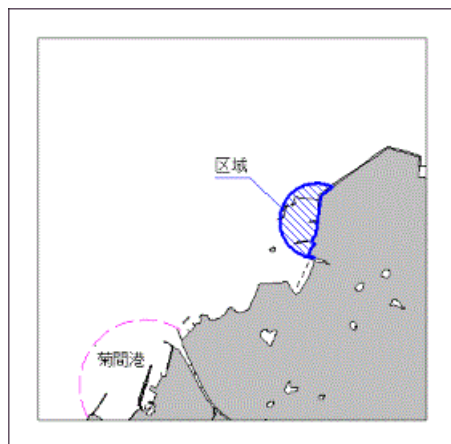
★7年375項 瀬戸内海 ― 安芸灘、大崎下島南方 環境調査

- 期間 令和7年10月21日(予備日22日～31日)の日出～日没
- 区域 4地点により囲まれる区域
- (1) 34-06-36N 132-52-07E
- (2) 34-06-31N 132-52-13E
- (3) 34-05-19N 132-49-37E
- (4) 34-05-24N 132-49-32E
- 海図 W104-W141-W1108-JP1108
- 出所 第六管区海上保安本部



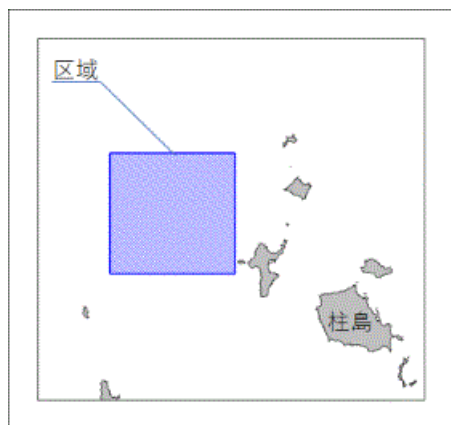
★7年376項 瀬戸内海 — 菊間港北東方 防災訓練

期 間 令和7年10月28日の1330～1430、29日の1420～1530
 区 域 34-03-08N 132-51-25Eの地点を中心とする半径400mの円内(陸域を除く)
 備 考 (1) 巡視艇等による訓練
 (2) オイルフェンスの展張及び放水を伴う
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W1138-W104-W141
 出 所 第六管区海上保安本部



★7年377項 瀬戸内海 — 広島湾、柱島北西方 海上訓練

期 間 令和7年10月21日0800～22日0800
 区 域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-04.0N 132-22.5E
 (2) 34-02.0N 132-22.5E
 (3) 34-02.0N 132-20.0E
 (4) 34-04.0N 132-20.0E
 備 考 (1) 海上自衛隊による水中無人機の運用訓練
 (2) 潜水作業を伴う
 海 図 W142-W1108-JP1108
 出 所 第六管区海上保安本部



★ 7 年 3 7 8 項 瀬戸内海 － 周防灘 環境調査

期 間
位 置
海 図
出 所

令和7年10月10日～令和8年3月30日(予備日を含む)の0700～1600
付図に示す24地点
W126-W1101-JP1101-W1102-JP1102
第六管区海上保安本部

